

BOIが促進する グリーン経済

持続可能な開発を支援

COP26におけるタイの公約

COP26

カーボン
ニュートラル

by
2050

温室効果ガス
排出量実質
ゼロ

by
2065

国が決定
する貢献

at
40%

国際的な金融・
技術支援の利用
促進により



温室効果ガス削減の 促進措置

1

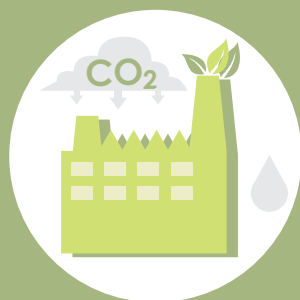
効率向上措置

申請者は、以下のいずれかの側面から機械をアップグレードする計画を提出すること。



1.1 エネルギー消費量の削減

1.2 代替エネルギーの利用



1.3 環境負荷の軽減 例：廃棄物、排水、 大気汚染の削減

恩典：

機械の輸入
関税免除

3 年間

法人所得税免除
機械アップグレードへの
投資金額の **50%**
を免除上限とする

2

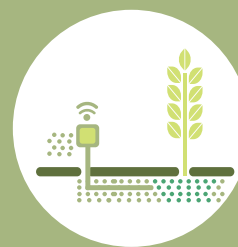
草の根経済の 支援措置

持続可能な農業の発展への地元組織の関与を促進する。例：



2.1 低メタン稲作

2.2 温室効果ガス排出量削減と生産効率向上のための先進的農業技術の開発



恩典：

3 年間

法人所得税免除
投資金額の **120%**
を免除上限とする

3

電気輸送機器(EV)の 促進措置

対象業種、例：

- バッテリー式電気自動車(BEV)の製造
- 電動バイクの製造
- バッテリー式電気自動車(BEV)に使用される部品および/または機器の製造

3-11年間

法人所得税免除

4

二酸化炭素の回収、有効利用、 貯留(CCUS) 技術の導入の促進措置

CCUS技術：

- 天然ガス分離プラント
- 石油化学品の製造

8 年間

法人所得税免除

* CIT = Corporate Income Tax